

法人情報の変更 提出書類一覧（総合事業）

■届出について

- 法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります。**
- 届出の期限は**変更日から10日以内**となっています。
- 届出方法は、原則「電子申請届出システム」となります。
電子申請届出システムの移行について：<https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2026010500017/>
- システムにより届出ができない場合は、メール等による届出を行うことが可能ですが、可能な限り早期にシステムによる届出に移行していただきますようお願いいたします。
福祉指導監査課メールアドレス：fukushishido@city.kashiwara.lg.jp
(以下、電子申請届出システムによらない場合)
- 同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出をもって他の全ての事業所からの届出とみなします(**事業所一覧の添付必須**)。また、他の市町村にも同一法人の運営する指定事業所がある場合、当該事業所については、所轄する行政庁にも別途届出が必要となります。

■提出書類

- 内容によっては必要となる書類が変わることがあります。
- 電子申請届出システムによらない場合は、変更届出書等を追加で提出いただく必要があります。

変更する事項	提出書類	留意点
法人の名称 法人所在地	<p>□事業所一覧(参考様式11)（電子申請届出システムに全ての事業所の登録が完了していない場合のみ）</p> <p>●法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要となります。変更届では処理できません。運営法人が変更となる場合は必ず事前にご相談ください</p> <p>※電子申請届出システムによらない場合は、以下の書類を追加で添付してください。</p> <p>□変更届出書（様式第三号（一））</p> <p>□事業所一覧(参考様式11)</p> <p>□変更届・介給届連絡票、定型封筒（切手貼付）※1</p> <p>◆法人の名称の変更の場合は、変更届出書に法人名のふりがなを必ず明記してください。</p>	<p>法務局への登記手続きが完了してから届けてください。</p> <p>※1：変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。変更届の内容審査後、変更受付票を郵送にてお返しします。市役所まで受け取りにお越しただける場合は定型封筒（切手貼付）の提出は不要です。</p> <p>※3：法人代表者の住所のみが変更となる場合は誓約書は不要です。</p>
代表者の氏名、生年月日及び住所	<p>□事業所一覧(参考様式11)（電子申請届出システムに全ての事業所の登録が完了していない場合のみ）</p> <p>□誓約書（標準様式5）※2</p> <p>□宣誓書（参考様式）※2</p> <p>※電子申請届出システムによらない場合は、以下の書類を追加で添付してください。</p> <p>□変更届出書（様式第三号（一））</p> <p>□事業所一覧(参考様式11)</p> <p>□変更届・介給届連絡票、定型封筒（切手貼付）※1</p> <p>◆代表者の届出は、変更届出書に代表者のふりがなを必ず明記してください。</p>	<p>法務局への登記手続きが完了してから届けてください。</p> <p>※1：変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。変更届の内容審査後、変更受付票を郵送にてお返しします。市役所まで受け取りにお越しただける場合は定型封筒（切手貼付）の提出は不要です。</p> <p>※2：法人代表者の住所のみが変更となる場合は誓約書及び宣誓書の添付は不要です。</p>

【法人の連絡先の変更について】

法人の電話番号、FAX 番号に変更があった場合は、法令上の届出事項ではありませんが、以下のとおり連絡をお願いします。

変更する事項	提出書類	留意点
法人の連絡先 (TEL 及び FAX)	<input type="checkbox"/> 事業所一覧(参考様式 1 1) (電子申請届出システムに全ての事業所の登録が完了していない場合のみ) ※電子申請届出システムによらない場合は、以下の書類を追加で添付してください。 <input type="checkbox"/> 変更届出書 (様式第三号 (一)) <input type="checkbox"/> 事業所一覧 (参考様式 1 1)	変更届出書以外の様式を用いて連絡することをご希望の場合は、下記問合せ先までご相談ください。

(問合せ先) 柏原市福祉子ども部福祉指導監査課 TEL 072-971-5202 (直通)